

第1節 計画の基本理念

1 最上位計画とする伊達市長期総合計画の概要

「伊達 織りなす未来 ひとつの心」を将来像に掲げ、市民と市役所が協働のもと、その将来像実現のために行うまちづくりの指針として、「伊達市長期総合計画」が策定されています。

この「伊達市長期総合計画」は、新しいまちづくりを総合的、戦略的に推進する市の最上位計画であり、旧5町が1つの市となるため「ひとつの心」の醸成に重点をおいた「草創期」の前期基本計画に続き、合併の「発展期」としての後期基本計画は、前期に育んだ「ひとつの心」を基本に、一人ひとりが力をあわせ「織りなす未来」に向かって歩みを進めるためのまちづくりに取り組むこととしています。

また、後期基本計画では、市民が互いに支え合い幸せに暮らしていくための基本となる心と体の「健康」を、新たに施策全体の共通テーマとして位置づけし、次に掲げるまちづくりの視点によりまちづくりの施策を展開することとしています。

- I 「未来を担う子供たちが健やかに成長するまち」を目指す『ひとづくり』
- II 「喜びを持って働くまち」を目指す『活力づくり』
- III 「健康で心豊かに暮らせるまち」を目指す『安心安全づくり』
- IV 「田園や里山に抱かれたのどかさど都市的な利便性を兼ね備えた環境のまち」を目指す『生活基盤づくり』
- V 「人と人のつながりを育むあたたかいまち」を目指す『地域自治づくり』

2 地域福祉計画の基本理念

これからの少子高齢社会における地域福祉は、行政や一部の人の奉仕に頼ってはその実現は困難です。地域に暮らす住民、関係団体、行政機関等がみんなで手を取り合って進めていかなくてはなりません。

「伊達市長期総合計画」においては、健康で心豊かに暮らせるまちを目指さず「安心安全づくり」をまちづくりの視点に、「安心して暮らせるまちづくり」をその政策のひとつとして、さらに「支え合う福祉の充実」をその施策のひとつとして掲げています。

また、「伊達市総合福祉計画」の基本理念は、「共に生き 共に創る」としています。

これらの上位計画に基づき、『みんなで支え合う福祉のまちづくり』を「伊達市地域福祉計画」の基本理念として、お互いに助け合いながら住みよいまちをつくるため、地域における福祉の向上に取り組んでいきます。

3 基本理念を支える3つの視点

第1期計画においては、基本理念を支える3つの視点を「福祉サービスの充実」、「地域の福祉基盤の確立」、「住民参加の促進」としましたが、第2期計画においては、「福祉サービスの充実」を「利用しやすい福祉サービスの充実」に、「地域の福祉基盤の確立」を「地域力の醸成」に変更しました。

さらに、第1章で掲げた「地域力」を含む「地域力の醸成」については、第1番目の視点として位置づけしました。

第2期計画においては、これら「地域力の醸成」、「利用しやすい福祉サービスの充実」、「住民参加の促進」の3つの視点を通して、それぞれの視点を具体化するための基本目標をたて、福祉のまちづくりを目指します。

基本理念

みんなで支え合う福祉のまちづくり



視点Ⅰ

視点Ⅱ

視点Ⅲ

地域力の醸成

利用しやすい福祉
サービスの充実

住民参加の促進

第2節 計画の基本目標

視点Ⅰ 地域力の醸成

基本目標1 地域の支え合いづくりを推進します

地域における最も身近な組織である町内会などの地域活動の充実を図り、地域活動への住民の参加を促進し、地域社会とのつながりや地域の絆を深めます。

地域に生活する一人暮らし高齢者などに対する市民相互の支え合いによる見守りや、家庭内で発生するDV、児童や高齢者などに対する虐待を早期に発見し、通報ができるよう、地域の見守りネットワークを構築します。

地域の最も身近な相談相手となり、地域福祉の中核を担っている民生委員児童委員の活動を支援します。

基本目標2 地域福祉を担う人材を育成します

将来の地域福祉活動の担い手を育成し、地域福祉活動を展開し広めていくため、子どもと地域に対する福祉教育を充実します。

中高齢者が地域活動に参加できる体制づくりを図り、中高齢者が培ってきた経験を地域活動に活かす仕組みづくりを推進します。

基本目標3 地域の健康づくり活動を支援します

地域における健康づくりの場や機会を確保するとともに、地域住民による自主的な健康づくり活動を支援します。

視点Ⅱ 利用しやすい福祉サービスの充実

基本目標 4 総合的な相談支援体制をつくります

地域住民が抱える生活課題に対して、身近な地域の中で相談でき、迅速に対応できる支援体制を整備します。

地域における相談の窓口であり、介護予防支援事業所である地域包括支援センターの機能を強化し、ネットワークの中核として位置づけます。

基本目標 5 福祉サービスに関する情報提供を充実します

福祉サービスやボランティア活動などの必要な情報を必要なときに得られるような情報提供体制を整備します。

地域の高齢者世帯などの生活課題を分析し、必要とされるサービスを把握し、必要なサービスにつなげていきます。

基本目標 6 地域の福祉環境づくりを推進します

子育てしやすい環境をつくるために、子育て家庭への直接的な支援を行うほか、子育てボランティアを育成し、子育てサロンを拡充するとともに、子育て支援センターを整備します。

障がい者が生きがいを持って日常生活をおくることができるよう、地域住民との交流とふれあいの場としての居場所づくりを拡充し、障がい者の地域活動への参加を促進します。

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる環境づくりのため、地域全体で支援のためのネットワークづくりを進めます。

高齢者の社会的孤立者の増加を防ぐため、地域への社会参加を促すサロン活動として居場所づくり・仲間づくりを拡充します。

生活困窮者が抱える不安を解消するため、きめ細かな相談と適切な助言を行い、被保護者に対しては、経済的な自立、社会的な自立又は日常生活の自立を支援します。

災害が発生した時に誰がどの要援護者を支援するのか、避難後の救援体制はどのように設置するのかなど、関係者・関係機関・関係団体などが事前に協議を行い、災害時における支援体制を確立し、個別支援計画を策定します。

基本目標7 権利擁護の充実と苦情解決の推進を図ります

日常生活自立支援事業の利用を積極的に促進し、サービスを必要とする人が必要とするサービス利用に結びついていける体制をつくります。

判断能力が十分でない人が財産管理や日常生活での契約において不利益を被らないように、成年後見制度の周知と利用を促進します。

児童や高齢者、障がい者、女性などへの虐待を未然に防止するため、地域の虐待防止ネットワークを確立します。

市民の苦情・改善意見に対応する苦情対応窓口を整備し、サービス改善に役立つ情報の共有に向けた取り組みを推進します。

福祉、法律、医療の専門家で構成される「福祉サービス運営適正化委員会」が、福祉サービスの苦情が適切に解決されるよう、必要な相談や事情調査、助言、あっせんなどを行います。

視点Ⅲ 住民参加の促進

基本目標 8 ボランティア活動を支援します

住民のボランティア要望に応えられるように、わかりやすく情報を提供します。

ボランティア活動をしたい人と求める人を効果的に結びつけるため、ボランティアコーディネーターを配置します。

活動内容の充実、情報提供、活動拠点など、ボランティアセンターの機能の充実を図ります。

基本目標 9 住民が参加する福祉のまちづくりを支援します

地域の福祉課題の解決や福祉のまちづくりの実現のために、地域に根ざした福祉活動を展開する「地区社会福祉協議会」の活動を支援します。

専門的な福祉の担い手となるNPO法人の活動を支援し、市民協働の基幹となる市民活動支援センターは、NPO法人などの地域活動の拠点となるべく、今後全地域での設置を目指していきます。

地域福祉の中核となる社会福祉協議会については、市民への活動内容の周知徹底を図るとともに、各総合支所と社会福祉協議会各支所が連携して、地域の福祉向上に取り組む体制づくりを進めます。

地域ごとに開催する地域審議会、ふれあい懇談会及び市民対話集会を通じて、また市長への手紙やパブリック・コメント制度の実施により、地域福祉に関する住民の意見を行政に反映するとともに、福祉のまちづくりを進める基盤とします。

第3節 施策の体系図

